

令和 7 年 8 月 2 7 日

山梨労働局長
岩崎 充 殿

山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤 光利

山梨県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 14 日付け山梨労発基 0714 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和 5 年 10 月 1 日発効の山梨県最低賃金（時間額 938 円）は令和 5 年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙 3 のとおり付帯決議する。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山梨県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月1日

山梨県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山梨県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 938 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋第 2 類費冬季加算＋期末一時扶助費）
の山梨県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,083 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山梨県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$938 \text{ 円（山梨県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 131,560 \text{ 円}$$

※ 0.807 は、令和 5 年度の可処分所得割合として、厚生労働省労働基準局賃金課から示された比率。

付帯決議

当審議会は、令和 7 年度の山梨県最低賃金改正決定についての答申にあたり、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう、付帯決議として、以下の 6 点を付する。

- 1 最低賃金の引上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収 106 万円・130 万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度並びに税制度について、賃金引上げの情勢にあわせた検討を求める。
- 2 賃上げに伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大する社会保険料などについて、税制度を含め、企業の負担を考慮した制度の在り方について検討を求める。
- 3 税や社会保障費の増加から、国民負担率は右肩上がりに増加しており、物価上昇と相まって、実質的な所得の低下の一因となっているため、実質的な賃金引上げとなるような制度の見直しについて検討を求める。
- 4 最低賃金の引上げを行っても生活水準を保てない人のための生活保障制度の創設を政府に求める。
- 5 中央最低賃金審議会の目安答申においては、前年度の答申において政府への要望事項に含めた取組事項について、各取組に対して得られた効果の測定結果や分析、評価、検証等の結果などの記載がなされていないことから、次年度以降の審議においては、各取組事項の検証結果などを踏まえた目安額となるような、審議、答申内容とすることを求める。
- 6 中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境整備の必要性については労使共通認識であり、特に賃上げの原資の確保につながる各種支援を継続的に実施するよう要望する。

また、中小企業・小規模事業者が各種施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、手続きの簡素化を含めた運用の改善を図ることを強く要望する。